

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国保・後期・介護保険料(税)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の条件に該当する場合、国民健康保険税(国保)や後期高齢者医療保険料(後期)、介護保険料(介護)の減免を受けられることがあります。

申請をしていない場合は早めに申請をお願いします。

保険料(税)の減免対象

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したか、重篤な傷病を負った世帯の人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の1～3のすべてに該当(介護保険料は、1と2の両方)

世帯の主たる生計維持者の

1. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和2年中の収入のいずれかが、令和元年中の収入に比べて10分の3以上減少した(保険金等による補てん金額があれば、収入に含まれる場合があります)■1
2. 収入が減少した種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下
3. 令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下

申請期限

令和3年2月26日(金)(消印)

主たる生計維持者の事業の廃止等の場合、主たる生計維持者の令和元年中の所得の合計額にかかわらず、対象保険料(税)の全部を免除。(国保で非自発的失業に該当する場合は、従来の制度が適用され、全額免除には該当しません)

申告の結果、■1を満たさなくなった場合、減免が取り消されることがあります。

申請方法・問い合わせ

申請は郵送で受け付け。必要書類は、町のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ

国保：税務課 住民税係 ☎ 286-3388
後期：住民保険課 保険年金係 ☎ 286-3113
介護：福祉課 介護保険係 ☎ 286-3114

新型コロナに不安を抱える妊婦に検査費用補助

県は、分娩予定日の約2週間前の妊婦が新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けた場合、検査費用を補助します。

対象

- ①分娩予定日のおおむね2週間前の妊婦
- ②①に対して検査を実施した熊本県内の分娩取り扱い医療機関など

補助額

2万円を上限

注意点

- ・妊婦1人につき1回限りの助成です
 - ・医療機関が申請していたり、他の自治体で既に助成を受けている場合は対象になりません
 - ・症状がある人や無症状でも医師から検査が必要と判断された場合は、感染症法に基づく行政検査を受けてもらいます。行政検査や保険適用で検査を受けた場合は助成対象外です
 - ・県外で里帰り出産した場合、出産した自治体で検査費用の補助がない場合は、熊本県に申請できます
- 詳しい対象要件や申請書類については、県のホームページをご確認ください。

問熊本県子ども未来課 ☎ 333 - 2209